

# I. 調査研究の概要

## 1. 調査研究の背景・目的

総務省においては、字幕放送及び解説放送の普及促進を図るため、平成 19 年 10 月、平成 20 年度から平成 29 年度までの間における字幕放送及び解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（以下「行政指針」という。）を策定・公表し、これまで、行政指針に定められた普及目標の実現に向けて、放送事業者の取組を促してきたところである。

字幕放送等の実施状況について、平成 22 年度における総放送時間に占める割合で見ると、デジタル放送で、字幕放送は、NHK総合：56.2%（前年度比+8.6%）、NHK教育：42.6%（前年度比+1.9%）、在京キー5局平均：43.8%（前年度比-0.1%）、在阪準キー4局平均：41.4%（前年度比+1.2%）となっており、総放送時間の約半分に字幕が付与されている状況である。他方、解説放送は、NHK総合：5.9%（前年度比+0.2%）、NHK教育：10.0%（前年度比±0.0%）、在京キー5局平均：0.6%（前年度比+0.1%）、在阪準キー4局平均：0.6%（前年度比+0.2%）となっており、実績は低いものの、前年度と比べて微増傾向にある。また、手話放送は、NHK総合：0.1%（前年度比+0.1%）、NHK教育：2.4%（前年度比+0.1%）、在京キー5局平均：0.1%（前年度比±0.0%）、在阪準キー4局平均：0.1%（前年度比±0.0%）となっており、前年度と比べてほぼ横ばいといった状況である。

行政指針は、10年間にわたって実現すべき普及目標を定めたものであるが、「策定後は技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う」ことが明記されており、総務省では、平成 24 年を目途に、行政指針の見直しを行うことを予定している。そのため、国内における視聴覚障害者の字幕放送等の利用状況、諸外国における字幕放送等の現状、国内の字幕放送等に関する最新の技術動向等を適切に把握することが喫緊の課題になっている。

以上にかんがみ、本調査研究においては、今後の行政指針の見直しの検討に資するため、国内外における字幕放送等に関する調査を行うことを目的とする。

## 2. 調査研究の内容

本調査で実施した内容は以下の通りである。

<国内における視聴覚障害者のテレビ利用状況等に関する現状調査>

- ・聴覚障害者アンケート調査
- ・視覚障害者アンケート調査
- ・高齢者アンケート調査

<諸外国における字幕放送等の実施状況・関連制度等に関する調査>

- ・米国の字幕放送等に関する調査
- ・英国の字幕放送等に関する調査
- ・カナダの字幕放送等に関する調査
- ・韓国の字幕放送等に関する調査
- ・中国の字幕放送等に関する調査

<国内における字幕放送等の今後の展望等に関する調査>

- ・字幕放送等に係る技術開発状況についての調査
- ・通信における字幕等の付与についての調査
- ・字幕データを活用した新たなビジネスモデル創出の可能性についての調査